

能登半島地震により被害を受けられた方へ

被災された会員様に、心よりお見舞い申し上げます。

令和6年分決算申告相談会に向け、損害を受けた資産についての整理が必要となります。

次の項目をご確認いただき、予め各種書類等のご準備をお勧めします。

事業所に被害のあった方

- 販売できなくなった棚卸商品はリスト化しておきます（品名・単価・個数）
- 損害を受けた事業用固定資産は減価償却資産一覧で確認、一覧にない場合はリスト化しておきます
- 損害を受けた事業用固定資産購入・修理の補填金、休業期間中の収益補償金は雑収入に計上します

ご自宅に被害のあった方

災害により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において、

- ①「所得税法」に定める雑損控除の方法
- ②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法

のどちらか有利な方法で、所得税等の軽減または免除を受けられる場合があります。

対面による申告相談は、新潟税務署にご相談ください。相談には事前予約が必要です。

相談日時予約の際に、必要書類等の確認もお願いします。

相談予約： 新潟税務署 ☎ 025-229-2151

（自動音声が出たら、番号「2」を選択して相談日時の予約をしてください）

個別のご相談やご質問は、電話でも受け付けております。

「国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901」または「新潟税務署」におかけください。